

津まつり実行委員会
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

～津まつりに楽しく参加するために～

津まつり実行委員会

〈 目 次 〉

1	目的	1
2	位置づけ	1
3	対象会場	1
4	基本的な感染予防対策	1
5	役割分担	3
6	遵守すべき事項	3
7	会場内において実施すべき事項	4
8	開催の可否判断	5
9	その他	5

1 目的

本ガイドラインは、「安全・安心な楽しい津まつり」を基本理念とする津まつり開催において、参加者、来場者、運営スタッフ、その他関係者（以下「参加者等」という。）が津まつりを安全・安心に楽しく参加できることを最優先に新型コロナウイルスの感染予防のため、参加者等が遵守すべき事項を定めたものである。

2 位置づけ

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づいた三重県作成の「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた三重県指針」及び津市作成の「新型コロナウイルス感染症に係る津市主催イベントの開催判断の考え方」を参考に、津まつりを安全に実施するために必要な対策や取組等について整理し、今後の取組の対策方針等を示す。

3 対象会場

本ガイドラインは、津まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が管轄する各会場を対象とする。なお、津まつりに合わせて開催する各地区の関連行事等については、対象としない。

4 基本的な感染予防対策

実行委員会は、津まつりの会場にウイルスを「持ち込まない」「広げない」ため、以下の感染症の防止・予防対策を講じる。

（1）「3つの密」の回避

① 身体的距離の確保

身体的距離の確保に努める。

② 換気の徹底

ア 屋内では、窓の開放や換気扇等の利用により、常にあるいは定期的に換気を行う。

イ 屋外テントであっても、影響がない範囲で、換気を行う。

③ 密集の回避

混雑等による密集を回避するため、滞留が発生する場所では、注意喚起を行う。

（2）飛沫・接触感染の防止

① マスク着用の徹底

原則としてマスクを着用する。ただし、演舞中等マスクの着用が困難な場合はこの限りでない。

② 手洗い・手指消毒の徹底

こまめな手洗い、又は手指消毒による消毒の実施を励行する。

③ 大声での会話、歓声の制限

大声での会話、歓声を禁止する。

(3) 連絡先把握等

① 連絡先の把握

感染者が発生した場合に備えて、参加者等の連絡先を把握する。なお、来場者については、②のとおり把握に努める。

② 来場者の把握方法

来場者の連絡先の把握には、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の事前インストールと、「安心みえる LINE」の事前登録を行うことを周知する。

(4) 津まつりへの参加条件等の設定

① 参加者及び運営スタッフの参加条件

ア 参加者及び運営スタッフは、参加又は従事する日の過去 1 週間以内に、以下の事項に一つでも該当する場合は、参加を控える。

㊦ 発熱（37 度 5 分以上）があった

㊧ 咳、喉の痛み、鼻水、頭痛、倦怠感、呼吸困難、味覚や嗅覚の異常などの症状があった

㊨ 家族等の同居者にア又はイのいずれかの体調不良がある場合

イ 参加者及び運営スタッフは、参加又は従事する日の過去 1 週間以内に、以下の事項に一つでも該当する場合は、参加を認めない。

㊦ 新型コロナウイルスに感染し、医療機関や保健所から療養終了の判断が出ていない

㊧ 濃厚接触者として自宅待機中

㊨ 家族等の同居者が濃厚接触者として自宅待機中

㊩ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② 来場者の観覧基準

来場者は、津まつりを観覧しようとする日に、以下の事項に一つでも該当する場合は、来場を控えること。

ア 発熱（37 度 5 分以上）がある

イ 咳、喉の痛み、鼻水、頭痛、倦怠感、呼吸困難、味覚や嗅覚の異常などの症状がある

ウ 新型コロナウイルスに感染し、医療機関や保健所から療養終了の判断が出ていない

エ 濃厚接触者として自宅待機中

オ 家族等の同居者が濃厚接触者として自宅待機中

カ 家族等の同居者にア又はイのいずれかの体調不良がある場合

キ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

(5) 参加者等の体調の把握

津まつり参加者等への新型コロナウイルス感染症の感染拡大を最小限とするために、下記「5 役

割分担]のとおり参加者等の体調を把握する。

5 役割分担

(1) 実行委員会、運営スタッフの役割

- ① 本ガイドラインを作成し、関係者へ本ガイドラインや感染対策などの周知徹底を行う。
- ② 本ガイドライン等に基づき、各会場における具体的な感染防止対策を各会場所管（運営）団体と検討、実施するとともに、感染防止対策の状況確認を行う。
- ③ 常に新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の収集、共有に努め、適宜、本ガイドライン等に反映する。
- ④ 参加者、運営スタッフ、会場設営事業者等の体調把握を行う。
- ⑤ 各会場所管（運営）団体の代表者より参加者の連絡先を把握する。

(2) 会場所管（運営）団体の役割

- ① 参加団体の代表者を通じて、参加者の体調把握を行う。
- ② 運営スタッフ、会場設営事業者等の体調把握を行う。
- ③ 本ガイドライン等に基づき、各会場における具体的な感染防止対策について、実行委員会事務局と協力して実施する。

(3) 参加団体（者）の役割

- ① 参加団体の代表者は自団体の参加者について、その連絡先、体温等の体調について把握するものとし、参加日当日の体温が37度5分以上ある者がいた場合、当該発熱者は津まつりに参加させず、自宅又は宿泊施設に待機させ、場合によっては病院等を受診させるものとする。
- ② 参加者は、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の事前インストールを行うとともに、「安心みえるLINE」の事前登録を行うこと。
- ③ 参加団体の代表者は、実行委員会から求めがあった場合は、実行委員会に参加者の連絡先について報告するものとする。
- ④ 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている地域からの参加は控えること。

(4) 来場者の役割

来場者は、来場日までに「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の事前インストールを行うとともに、「安心みえるLINE」の事前登録を行うことが望ましい。

6 遵守すべき事項

- (1) 津まつりに関わる全ての者は、自らと他の者を新型コロナウイルスの感染から守るため、自らの体調管理に最大限の注意を払う。
- (2) 運営スタッフ及び参加者は、津まつりの開催日の7日前の時点から津まつり終了後までの間、多数が集まるイベントや会食を原則避け、各自で新型コロナウイルスへの感染リスクを抑える行動をと

る。

- (3) 運営スタッフ及び参加者は、津まつり開催日の7日前から津まつり終了まで体温、健康状態及び行動歴を毎日記録し、確認する。
- (4) 会場内では、演舞中や食事中を除き、原則としてマスクを着用する。ただし、マスクの着用が困難であると実行委員会が判断した場合は、タオル等で口元を覆う等の代替措置をとる。
- (5) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。
- (6) 会場内での飲食は、指定された場所で行う。食事のときは黙食を基本とし、回し飲みはしない。また、飲食後は速やかにマスクを着用する。
- (7) 発熱等の感染疑いの症状がある場合、氏名及び連絡先の提出、体調確認等、実行委員会の要請に協力する。
- (8) 感染防止のために実行委員会が定めるその他の措置及び指示に従う。

7 会場内において実施すべき事項

(1) 各会場

各会場における具体的な感染対策は、本ガイドラインに定めるもののほか、各会場の運営団体の指示に従うものとする。

(2) 演舞エリア

演舞エリアでは、可能な限り身体的距離の確保に努める。

(3) 受付

- ① 受付には、手指消毒用アルコールを設置する。
- ② 受付及び検温に従事する者は、マスクは必ず着用する。
- ③ 受付等の人と人が対面する場所は、②の対策のほか、アクリル板透明ビニールカーテンなどの設置が望ましい。

(4) 控室

- ① 広さにはゆとりを持たせ、密になることを避ける。
- ② 対面の配置とする場合は、飛沫防止のためのパーテーション等を設置するのが望ましい。
- ③ ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する者の数を制限する等の措置を講じる。
- ④ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、原則使用した者が消毒する。
- ⑤ 換気扇を回す、窓を開ける等、換気に配慮する。

(5) 観覧エリア

- ① 観覧エリアでは、身体的距離の確保に努める。
- ② 飛沫感染や接触感染防止のため、以下による声援は控える。
ア 大声で歌を歌う、大声を出しての声援

イ メガホンなど道具・楽器の使用

ウ タオル、フラッグ等を振り回す

エ ハイタッチ、肩組み

- ③ 大声等により飛沫感染の恐れがある場合は、適宜注意喚起を行う。

(6) 売店、休憩所等

- ① 休憩所を設置する場合は、飲食できる場所を指定し、密を避けることができるよう座席数に留意する。設置する備品（テーブル・椅子等）は出店者又は設置者がこまめに消毒する。
- ② 出店場所のレジ等の接客を行う場所には、アクリル板や透明ビニールカーテンなどの設置が望ましい。
- ③ 出店者は、マスク・手袋（運営に支障がある場合は除く）を着用する。必要に応じてフェイスシールドも着用する。
- ④ 複数人が触れると考えられる場所については、こまめに消毒を行う。
- ⑤ 金銭のやり取りは、コイントレイ等を介して行うことが望ましい。なお、金銭の受け渡し後は手指消毒等を行う。
- ⑥ 出店者は、本ガイドライン熟読の上でこれを遵守すること。

8 開催の可否判断

(1) 中止の判断基準

津まつりの開催期間中に津市を対象とした以下の宣言等が発令されている場合は原則中止とする。

- ① 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第31条の4第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置が発出されている場合
- ② 特措法第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されている場合
- ③ 地方自治体から中止が要請された場合

(2) 中止の判断時期

津まつりの中止の判断時期を、①から②については、津まつり前夜祭の2週間前（令和4年9月23日）とする。③については、要請された時点とする。

9 その他

本ガイドラインは、今後の感染状況の変化や国・自治体の指針の変更によって、記載の内容が変更になることがある。